

御杖村安否型緊急通報システム事業 優先交渉者選定に係る審査基準

審査項目	審査基準	評価係数	配点
1. 業務全般	・本事業及び緊急通報装置の目的と意義を十分に理解し、具体的かつ実施可能な提案がされているか。	5点×2	10点
2. 過去の実績	・過去の業務実績から見て、質の高い業務遂行に期待ができるか。	5点×1	5点
3. 企画提案内容			
(1) 基本姿勢	・本事業の目的や条件を十分に理解しているか。	5点×2	10点
(2) 受診センター	・受診センター職員及び有資格者の配置は充分であり、平時・緊急通報時共に迅速かつ確実な対応がとられる体制となっているか。	5点×3	15点
(3) 緊急通報装置及び保守対応	・使用する装置は取扱いやすいものであり、機器の故障や電池切れの場合には速やかに保守対応がとられる体制となっているか。	5点×3	15点
(4) 緊急通報・相談通報受診体制	・緊急通報及び相談通報に迅速かつ適切な対応が取られる体制となっているか。	5点×3	15点
(5) 状況確認電話	・毎月の状況確認電話は利用者の状況を適切に把握できる方法となっているか。	5点×2	10点
(6) 提案の独自性	・本村福祉サービスの向上に期待ができる独自提案はされているか。	5点×1	5点
4. 実施体制	・本村との連絡調整及び事業の連携を担当する専任者が配置され、円滑な業務遂行に期待ができるか。	5点×1	5点
5. 見積金額	・評価点数は、次式により求める。 評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案により提示した見積額) ※小数点以下切捨	10点×1	10点
合 計			100点

※審査者1人につき100点満点(総合計500点)で評価する。

※企画提案が複数者ある場合は、各審査者の合計得点の総計が満点(100点×評価する委員数)の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を優先交渉者として選定する。

※企画提案が1者の場合は、各審査者の合計得点の総計が満点の6割以上で、かつ、審査者委員会の合議により認められた者を優先交渉者として選定する。